

入会金及び会費に関する規則

(総 則)

第1条 公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に入会する社員が納入すべき入会金及び会費は、この規則の定めるところによる。

(入会金の納入方法)

第2条 入会金は、金10万円とし、その納入は、入会申込書に添えてしなければならない。ただし、その者が入会に至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。

(会費の額)

第3条 会費は、1月当たり金3千円とする。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、1年を2期に分け、7月から12月までを第1期、翌年1月から6月までを第2期とし、第1期分を6月末日、第2期分を12月末日までに前納するものとする。ただし、1年分を全納することができる。

(会費の延納、免除)

第5条 社員が疾病又は災害により会費の納入が困難な事由が生じたときは、理事会の決議により延納又は免除することができる。

(催 告 手 続)

第6条 社員が第3条の会費を滞納したときは、定款第10条第1項第2号の規程により社員の資格を喪失する旨を付記して催告する。

附則

(施 行 期 日)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月3日から施行する。

この規則は、平成27年9月4日から施行する。